

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

| |
|---|
| 法 令 名：道路交通法 |
| 根 拠 条 項：第94条第2項 |
| 処 分 の 概 要：免許証の再交付 |
| 原権者（委任先）：兵庫県公安委員会（仮免許証の再交付については、兵庫県警察本部長） |
| 法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請） |
| 審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。 |
| <p>標準処理期間：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本免許証の再交付（他府県からの転入同時を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 即日 警察本部の運転免許更新センター及び免許センターでの申請（他府県からの転入同時の場合は即日交付できない場合がある。） ・ 申請日から15日 警察署（佐用警察センターを含む。）窓口での申請 ○ 仮免許証の再交付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 即日交付（警察本部の運転免許試験場及び但馬運転免許センターでの申請） |
| <p>申 請 先：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本免許証の再交付 警察本部明石運転免許更新センター、阪神運転免許更新センター、神戸優良・高齢運転者運転免許更新センター、姫路優良・高齢運転者運転免許更新センター、但馬運転免許センター及び住所地を管轄する警察署（佐用警察センターを含む。）の窓口で行うことができます。 ○ 仮免許証の再交付 警察本部の運転免許試験場及び但馬運転免許センター |
| <p>問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部運転免許課免許管理係 078-912-1628（内線273） ※ 仮免許証の再交付は 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場免許作成係 078-912-1628（内線492）</p> |
| 備 考： |